

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たる日は、その翌日)

## 目 次

◇ 告 示 土地改良区の役員の就退任（農村整備課）

地域森林計画の変更（林務課）

県道の区域の変更（道路課）

県道の供用の開始（ 〃 ）

収入証紙の小売りさばき人の指定（会計課）

収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止（ 〃 ）

◇ 選管告示 選挙管理委員の補欠

平成七年四月九日執行の鳥取県議会議員一般選挙の候補者の選挙運動  
に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨

## 告 示

### 鳥取県告示第四百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次  
のとおり関金土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条  
第十七項の規定により告示する。

平成八年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 大木正顕 東伯郡関金町大字明高一一九四

〃 毛利輝雄 東伯郡関金町大字明高一七七

〃 増田義人 東伯郡関金町大字堀二二六八

〃 松本仁志 東伯郡関金町大字堀二六四三

〃 石賀一男 東伯郡関金町大字今西一一〇

〃 瀬尾学 東伯郡関金町大字泰久寺一六九

〃 小倉昭夫 東伯郡関金町大字松河原一二三三

〃 山本誠 東伯郡関金町大字松河原七三三

〃 藤井重光 東伯郡関金町大字大鳥居二六六

〃 岸本吾郎 東伯郡関金町大字安歩六七〇

〃 西村長利 東伯郡関金町大字関金宿五一〇

〃 鷺見政父 東伯郡関金町大字郡家三五九一

〃 本谷孝 東伯郡関金町大字山口二一一九

監事 鳥飼昇 東伯郡関金町大字関金宿五四七

〃 石賀成之 東伯郡関金町大字今西一五〇

〃 山脇博文 東伯郡関金町大字大鳥居九二九

平成八年二月九日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 毛利輝雄 東伯郡関金町大字明高一七七

〃 田中淑朗 東伯郡関金町大字明高六七一二

〃 笠原弘巳 東伯郡関金町大字堀二〇八一

- 〃 松本 仁志 東伯郡関金町大字堀二六四三
  - 〃 石賀 一男 東伯郡関金町大字今西一一〇
  - 〃 瀬尾 学 東伯郡関金町大字泰久寺一六九
  - 〃 林 儀幸 東伯郡関金町大字松河原一二三八一一
  - 〃 見崎 幸尊 東伯郡関金町大字松河原六五一
  - 〃 藤井 重光 東伯郡関金町大字大鳥居二六六
  - 〃 岸本 吾郎 東伯郡関金町大字安歩六七〇
  - 〃 西村 長利 東伯郡関金町大字関金宿五一〇
  - 〃 鷺見 政父 東伯郡関金町大字郡家三五九一一
  - 〃 菰田 寛治 東伯郡関金町大字山口五八〇
  - 〃 石賀 成之 東伯郡関金町大字今西一五〇
  - 〃 山脇 博文 東伯郡関金町大字大鳥居九二九
  - 〃 鳥飼 昇 東伯郡関金町大字関金宿五四七
- 平成八年二月十日就任 任期四年

鳥取県告示第百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定に基づき、千代川森林計画区、天神川森林計画区及び日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同条第六項の規定により告示し、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成八年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 閲覧に供する書類
  - 千代川森林計画区、天神川森林計画区及び日野川森林計画区の地域森林計画の変更に係る計画書及び計画図
- 二 閲覧に供する期間

平成八年二月二十三日から三十日間  
三 閲覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課並びに鳥取、八頭、倉吉、米子及び日野地方農林振興局（この地域森林計画の変更に見解がある者は、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）

鳥取県告示第百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成八年二月二十三日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成八年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
		変更前	変更後		
米子境港線	米子市大篠津町字東外堀二六七三―一地先から同市大篠津町字中津賀二五四五―二地先まで	一一・三	一五・五	二二五・〇	
		一五・〇	一五・五	二二五・〇	
	米子市霞津字上荒山七三二―一地先から同市大篠津町字藤兵衛堀二五五二地先まで	一三二・〇	一五・〇	二二五・〇	
		六八・〇	一五・〇	二二五・〇	
		二二一・〇	一五・〇	二二五・〇	
		六九・〇	一五・〇	二二五・〇	

鳥取県告示第百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成八年二月二十三日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成八年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の日
米子境港線	米子市大篠津町字東外堀二六七三一地先から 同市大篠津町字中津賀二五四五一二地先まで 米子市大崎字荒神前二二七六一一地先から 同市大篠津町字藤兵衛堀二五五二地先まで	平成八年二月二十六日

鳥取県告示第百八号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成八年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成七年十二月七日	六〇〇	米子市柗町一丁目一六〇	鳥取県職員連合労働組合 西部支部	米子市柗町一丁目一六〇

鳥取県告示第百九号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成八年二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

廃止年月日	住 所	名 称
平成七年十二月七日	米子市柗町一丁目一六〇	鳥取県職員労働組合西部支部

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十二条第三項の規定に基づき、次の者を鳥取県選挙管理委員に補欠したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五条第二項の規定により告示する。

平成八年二月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

住 所 氏 名  
西伯郡淀江町大字淀江六〇一 須山 修次

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された平成七年四月九日執行の鳥取県議会議員一般選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は次のとおりである。

平成八年二月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成7年4月9日執行鳥取県議会議員選挙（気高郡選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 4,653,800円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	池澤 源藏	所属党派	無 所 属	平成6年12月13日から 第1回分 期間 平成7年4月19日まで
出納責任者氏名	池澤 俊晴			

収 入	円	支 出	円
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業) (寄附額)	人件費	405,000
		家屋費	313,000
		選挙事務所費	95,000
		集会会場費	218,000
		通信費	165,640
		交通費	—
		印刷費	—
		広告費	—
		文具費	6,417
		食糧費	—
		宿泊費	—
その他の寄附	—		
			1,312,024
			6,417

その他の収入	1,672,224	雑 費	170,543
今 回 計 計	1,672,224	今 回 計 計	2,372,624
前 回 計 計	—	前 回 計 計	—
総 計	1,672,224	総 計	2,372,624

報告書受理年月日 平成8年2月14日 第1回分報告